

# 基金情報

No. 161

平成27年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成27年度・主要事業概況					
事項	5月末数	対前月増減数	事項	5月末数(累計)	
事業所数(件)	214	0	年金掛金	調定額(円) 163,340,598	
加入員数(人)	男子	4,162	-9	収納額(円)	161,518,368
	女子	2,122	-11	収納率	98.88%
	計	6,284	-20	事務費掛金調定額(円)	3,784,744
平均標準給与月額(円)	男子	338,678	261	資産運用	信託資産額(時価) 314億5,004万円
	女子	232,251	-15	修正総合利回り	2.16%
	計	302,739	239	ベンチマーク差	-1.89%
受給者数(人)	6,465	-29	慶弔金の支給件数・金額	12件25万円	
平均年金額(円)	530,776	917	年金相談件数	49件	

## 解散同意に係る事業主説明会を開催いたしました

昨年来、事業主説明会および機関誌等でご説明してまいりましたが、平成25年6月に成立した厚生年金基金改正法により、厚生年金基金として存続するためには大幅な掛金の引上げが必要となることから、当基金では苦渋の決断として、代議員会において解散方針を議決いたしました。解散方針議決後は解散の認可を受けるために必要とされる国との記録突合せ作業を鋭意進めておりますが、他にも、事業主・加入員および労働組合の皆様からの解散に係るご同意が必要となります。このため、解散に係る同意書の内容についてご説明いたしたく、事業主説明会を去る6月17日から19日にかけて開催をさせていただきました。

三日間の開催で142社と多数のご出席を賜りました。事業主並びに事務ご担当の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参加を賜わり誠にありがとうございました。当日の資料につきましては、基金ホームページ「解散関係」内にも掲載しておりますので、加入員の皆様へのご説明時にご活用ください。(URL:<http://www.glskkn.com>) また、ご欠席をされた事業主様には、取り急ぎ説明会資料を送付させていただきましたが、ご不明な点などございましたら当基金までお問い合わせください。

今後加入員または労働組合の皆様へのご説明にあたり、ご不明な点、お困りな点がございましたら、当基金にて対応させていただきますので、ご連絡ください

### 解散同意に係る説明会の概要について

- 解散認可申請の同意要件
  - 事業主全体で3分の2以上
  - 加入員全体で3分の2以上  
(加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合)
  - 労働組合全体で4分の3以上
- 解散に係る同意書のご提出期限
 

**平成27年9月30日(水)まで**

\* 期日までのご提出にご協力お願いいたします

- 解散計画に基づく今後のスケジュール
 

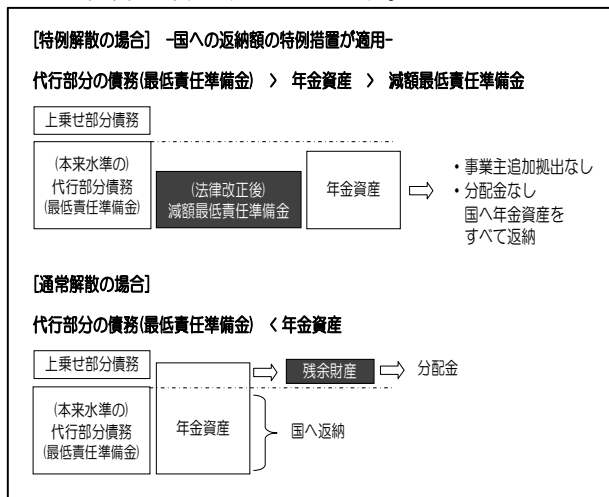
本年9月30日までに皆様からの法令の基準を満たすご同意をいただいた場合は、今後関東信越厚生局に提出済みの解散計画に基づいて下記の内容で解散業務を実施いたします。

平成27年10月	受給者・待期者宛解散説明文書送付予定
平成27年12月	代議員会で解散決議・解散認可申請予定
平成28年3月	基金解散認可予定・解散報告文書送付予定
平成28年4月	基金解散後、清算業務開始・最終記録整理

## ■ 特例解散の申請

平成26年度決算推計値で、当基金の代行割れはほぼ解消しておりますが、解散までの間に再び代行割れとなった場合において、事業主に追加拠出が発生しないよう特例解散による納付額の特例申請を予定しております。この特例解散の認可を受けることにより、本来水準の代行部分の債務よりも少ない減額最低責任準備金を国へ返納することが可能となり、当基金においては、代行割れに対する事業主の追加拠出の可能性が極めて少なくなります。なお、今後当基金の資産運用の好転によって、基金の年金資産が通常の最低責任準備金を上回った場合は、特例解散の認定を受ける必要がなくなりますので、通常解散に変更となります。この場合に国へ代行部分の債務を返還したのちに生じる残余財産は、加入員・受給者・待期者の皆様へ分配金としてお支払いいたします。

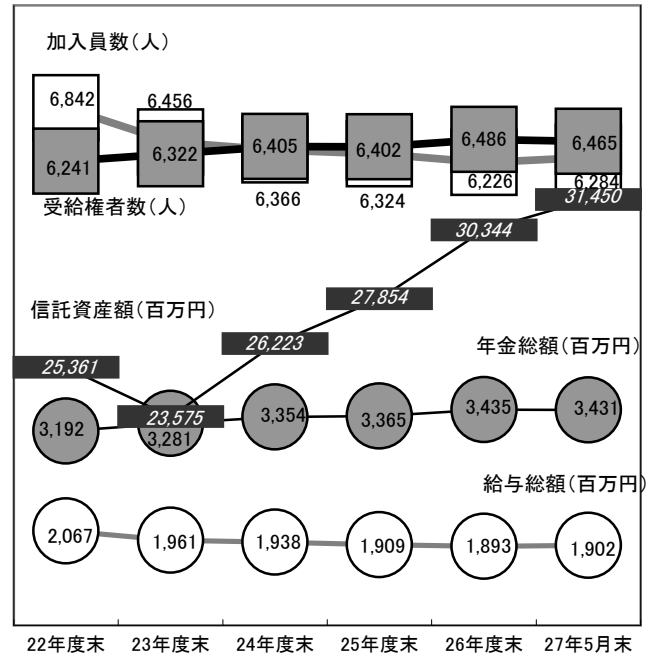
\* 特例解散または通常解散の判定につきましては、今後の記録整理の仮完了、最低責任準備金の申請前突合せ等の段階を経て、本年11月以降に判明する予定です。



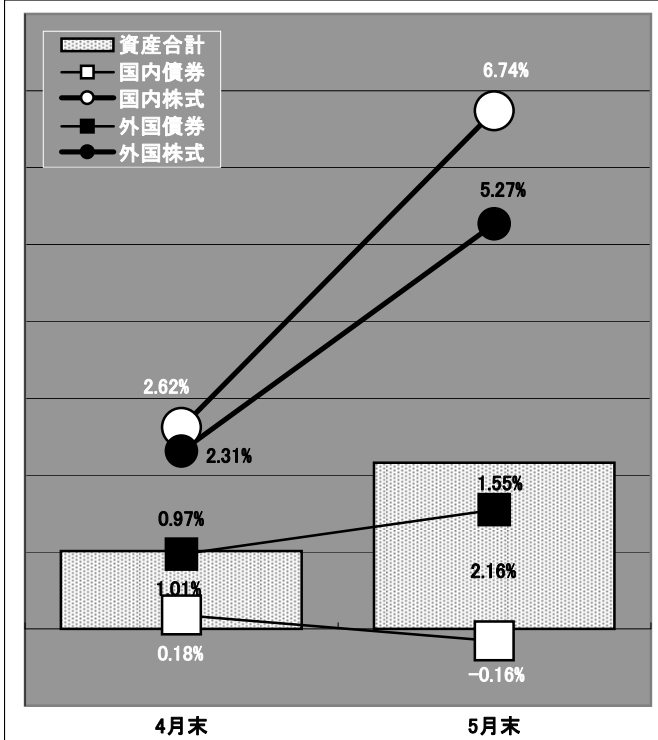
- 基金解散後の加入員の皆様の取扱いについて
 

基金では、加入員の皆様から国の代行部分として1.9%の掛金をいただいておりますが、これは本来基金に未加入の場合は国へ保険料として納める部分になります。基金解散後は当該掛金分が国の厚生年金保険料に上乗せされますので、従来のご負担総額に変更はありません。当基金がお預かりしていた基金加入員期間に係る代行部分の年金原資は、当基金が最低責任準備金を返還することで、国へ引き継がれ、将来受け取る国の年金(報酬比例部分)に基金の加入期間分も含まれて年金額が算出されます。そのため、加入員の皆様の掛金負担分が基金の解散によって、き損することはありません。

### 主要事業の推移



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成27年度>



#### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご高覧いただけますようご配慮方よろしくお申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご活用ください  
<http://www.glskkn.com>

#### 7月の予定

15日 告知書(6月分)発送

※ 7月分の適用関係書類の〆切は8月7日です。

#### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

#### 【給付金額】

- ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)  
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
 加入期間 3年以上・・・1万円

#### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

#### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

### 年金の確実なお受取りのために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡がないと、裁定請求書がご本人に届かず、年金のお受取りができないことがあります。年金を確実ににお受取りいただくために、住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡するよう、ご退職される方へお知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ

### 年金相談についてお願い

従来、年金額などのご相談につきましては、お電話でもお答えしておりましたが、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事務ご担当者の方など第三者の方

### 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。  
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。  
 <口座振替銀行>  
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。  
 詳しくは当基金までお問合せください。

\* 6月分の掛金納入期限は、平成27年7月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	精研硝子(株)	戸井田 路洋氏	H27.5.1